【４】危機管理

１．緊急対応マニュアル（重点対策）

判断指示者の順：校長→教頭→教務主任→副主査→主任→現場の職員

(1) 初動対応

事故発見者は、下記の①～④を行う。連絡を受けたら、直ちに、職員室に１名職員を残して、校長・教頭を含め職員室在室者が現場に直行する。

（２）事故発覚後の対応

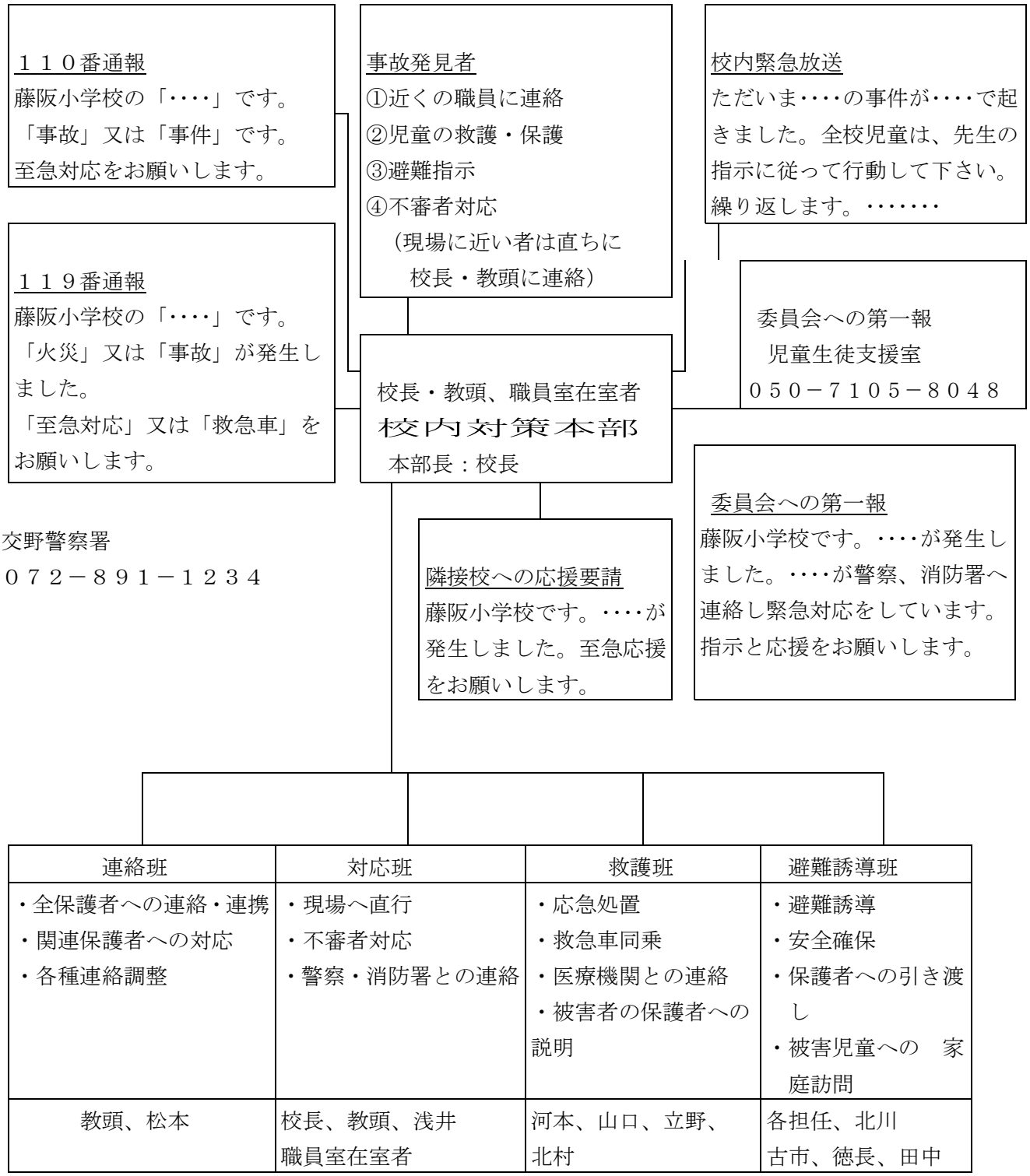

連絡班	対応班	救護班	避難誘導班
・全保護者への連絡・連携 ・関連保護者への対応 ・各種連絡調整	・現場へ直行 ・不審者対応 ・警察・消防署との連絡	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連絡 ・被害者の保護者への説明	・避難誘導 ・安全確保 ・保護者への引き渡し ・被害児童への　家庭訪問
教頭、松本	校長、教頭、浅井 職員室在室者	河本、山口、立野、 北村	各担任、北川 古市、徳長、田中

（３）管理体制の充実

①校内体制等の定期的な点検

・担任・担当が児童の学習の場から離れる必要が生じた場合には、隣接の教職員に声をかけ、
児童の状況把握を行う教職員相互の協力体制をとる。

・毎月１回の安全点検を、防犯の立場からも実施する。

②来校者の確認

・来校者は、インターホンで氏名・用件を確認し、職員室で受け付ける。

・来校者に対しては、教職員が進んで挨拶し、必要に応じて案内する等の応対をする。

③校内巡視と学校施設の安全確認

・職員室から教室への行き帰りも、校内巡視の一つと位置づけて取り組む。

・教職員の動線からはずれる場所については、共通理解を図り、校内巡視を行う。

・児童登校後、正門を閉める。校舎の出入口を一ヵ所とする。

・鍵の管理体制を徹底する。

④近隣校や地域・関係機関との連携

・不審者や事件・事故の情報については、他校種近隣の学校、幼稚園等と、日頃から情報交換が行える体制を整えておく。

・地域や警察等関係機関との連絡体制を日頃から整えておく。

⑤児童への理解

・自らの安全を守る力を育てることができる参加体験型学習等を計画的、継続的に行う。

（４）危機対応について

①児童の安全を確保し、誘導する。

・大声を出す、防犯ホイッスル、防犯ブザー等を使用し、周囲に危険を知らせる。

・非常ベルなど身近にあるものを活用して危険を知らせる。

・危険のない方向へ児童を誘導する。

・児童の集合場所を避難時の時と同じ運動場とするが、状況に応じて変更する。

・集合場所から移動せず、児童の安全確保をする教職員を定める。

・救護班を編成する。

②校長や教頭へ緊急情報を伝える。

・校長、教頭は指示系統の要であり、常に情報が集中するようにする。

・校長・教頭は、警察、教育委員会、PTA や諸団体の窓口になる。

・校長・教頭は、報道機関の対応窓口となり、必要に応じて情報提供を行う。

③校長からの指示・情報を教職員に伝える。

・放送設備の利用、人による伝達などその内容に応じて全教職員に一斉又は学年主任等を中心にした連絡網による指示・情報が確実に伝わるようにする。

④警察や教育委員会へ緊急情報を伝える。

・緊急連絡先一覧表を目のつきやすい場所に掲示する。

⑤PTA や地域諸団体の協力を要請する。

・家庭・地域の協力を得て、児童とともに登下校する。

・不審者・犯罪・事故などの情報伝達が行える協力体制を確立する。